



福岡県行政改革大綱

平成24年3月



はじめに

福岡県では、これまで、定員の適正化、本庁及び出先機関の大規模な組織再編並びに業務のアウトソーシングなど、様々な改革を行い、一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、前回の大綱策定から既に5年となり、この間、新たな地方分権改革への対応や東日本大震災を踏まえた県民の安全・安心への取組が求められるなど、県を取り巻く状況には新たな変化が生じております。

このため、県では、新たな行政改革を進めるため、平成23年9月5日、「福岡県行財政改革推進本部」を開催し、また、同日、民間有識者等で構成する「福岡県行政改革審議会」に県行政の諸課題に係る改革方針についての意見を求めました。

審議会においては、計9回の審議を経て、平成24年1月17日に、今後の改革の方向性を示す答申がなされました。

県としては、この答申等を踏まえ、ここに「福岡県行政改革大綱」を策定し、平成28年度末までの5年間に取り組む行政改革の基本的な考え方と具体的な改革事項を取りまとめました。

本大綱に基づいて、行政運営のあらゆる分野について不断の見直しを行い、職員が一丸となって、行政改革を進めていきます。

目 次

第 1	行政改革の必要性	1
1	これまでの行政改革の取組	1
2	県を取り巻く現下の環境・課題	2
(1)	社会経済情勢の急激な変化	
(2)	新たな地方分権の進展	
(3)	厳しい財政状況	
第 2	改革に当たっての基本的考え方	4
1	改革の目指すもの	4
2	改革の柱	5
3	改革の計画期間	5
第 3	改革の内容	6
	簡素で効率的な県民視点の体制づくり	6
	自ら考え行動する意欲あふれる人づくり	19
	時代と県民ニーズに即応した施策の推進	26
	歳入・歳出の改革	34

第 1 行政改革の必要性

1 これまでの行政改革の取組

県では、これまでも累次にわたり行政改革に取り組み、職員数は、過去10年間で、県全体で7%、知事部局では20%を超える削減を実施しました。

また、本庁及び出先機関の大規模な組織再編や、公社等外郭団体の見直し(団体数、常勤役職員数及び県からの財政支出の削減)、庶務会計事務・パスポート発給・職員研修などの業務のアウトソーシング、県立病院や福祉施設の民間移譲等にも取り組んできました。

さらに、財政面においては、職員定員の削減等による人件費の抑制、事務事業の見直し、社会保障費の増加の抑制、未利用県有地の売却等による財政収入の確保などに積極的に取り組み、直近の5年間では約2,460億円の改革効果を挙げました。

しかしながら、県を取り巻く環境は刻々と変化しており、取り組むべき課題も多岐に亘っています。こうした中で、今後も必要な行政サービスを効果的かつ効率的に提供するためには、組織体制や事務事業が現下の社会情勢・県民ニーズに適合したものとなるよう、引き続き切れ目なく行政改革を進める必要があります。

2 県を取り巻く現下の環境・課題

(1) 社会経済情勢の急激な変化

これまで人口が増加してきた福岡県においても今後は人口の減少が見込まれ、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少や社会保障ニーズの増加・多様化等多くの課題に直面しています。

経済・雇用情勢は、長引くデフレ状態から脱却できず、消費の減退により内需による経済成長は限定的となっていることに加え、最近では欧州債務問題などを背景に円高が進んでおり我が国経済への悪影響が懸念されるなど、厳しい状況が続いています。一方、アジア地域の経済成長は目覚ましく、今や世界経済を牽引するまでになっています。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、地震災害等に備えた危機管理体制の再構築が求められ、また、福岡県が特に対処すべき問題である暴力団排除の気運が盛り上がるなど、安全・安心に対する県民の意識はかつてないほど高まっています。

地域では、人々の助け合いを支えていた、これまでの地縁的なつながりが弱まる中、共助社会の新たな担い手として、NPO・ボランティア(以下「NPO等」という。)が活発に活動するとともに、企業も社会貢献活動に対する関心を高めていることから、これらの動きを更に促進していかなければなりません。

県としては、これらの社会経済情勢の急激な変化に伴う地域社会の新たな課題に対し、柔軟かつ的確に施策を展開していく必要があります。

(2) 新たな地方分権の進展

平成22年6月、国は義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、補助金の一括交付金化など、新たな地方分権改革の方向性を打ち出しました。その後、出先機関の原則廃止に向けたアクション・プランの策定や第1次・第2次分権一括法の成立、地域自主戦略交付金等の創設など、その具体化も徐々に進みつつあります。

こうした動きと並行して、国の出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するための受皿となる地方の体制整備に係る議論も進んできています。

これらの改革により、地方の裁量と責任は一層高まります。県としては、様々な主体と連携して、地域の実情や県民のニーズをしっかりと捉え、これまで以上に自主的・自立的な行政運営に努める必要があります。

(3) 厳しい財政状況

累次にわたる財政健全化の取組にもかかわらず、景気の低迷による県税収入の伸び悩み、社会保障費や公債費の増加などにより、平成23年度においても100億円を超える財源不足が生じています。

この財源不足に対応する財政調整基金等三基金の平成23年度末残高見込みは330億円程度に減少し、県債残高見込みは3兆円を超えるなど、県財政は依然として厳しい状況が続いています。

こうした厳しい財政状況の中で、必要な行政サービスを展開していくための財源の確保は極めて重要な課題であり、歳入・歳出の改革に引き続き取り組んでいく必要があります。

第2 改革に当たっての基本的考え方

1 改革の目指すもの

前回の行政改革においては、主な改革事項の一つである職員数について、達成すべき削減割合が国から示されたことに対応すべきかとの観点がありました。しかしながら、今回の行政改革に当たっては、県の進むべき方向性を見据え、独自の判断により改革を実施していくことが求められています。

県においては、2つの大きな指針として、この行政改革大綱とともに新たな総合計画を策定します。

新たな総合計画では、西日本屈指の人口と経済力、そして潜在力を有する福岡県が、我が国の中枢機能の一端を担い、アジア展開のフロンティアの重要な拠点としてその役割を果たすと同時に、県民一人ひとりが幸福を実感でき、自信と誇りを持てる「県民幸福度日本一」の福岡県を目指すこととしています。

また、その実現のため、「活力にあふれ成長力に富んだ経済と雇用の創出」、「災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること」のほか、女性の社会進出や子育て支援など、10の事項の実現に取り組むとの方針を示しています。

この総合計画を着実に推進するためにも、県を取り巻く現下の環境・課題に的確に対応しつつ、必要な行政サービスを効果的・効率的に提供することが不可欠であることから、県として、組織・人員体制、人づくり、政策手法、歳入・歳出など行政運営のあらゆる分野について不断の見直しを行い、行政改革を進めていきます。

2 改革の柱

次の4つの項目をそれぞれ改革の柱（大項目）と位置付け、その柱ごとに具体的な改革に取り組みます。

簡素で効率的な県民視点の体制づくり

自ら考え行動する意欲あふれる人づくり

時代と県民ニーズに即応した施策の推進

歳入・歳出の改革

3 改革の計画期間

平成24年度から平成28年度までの5か年とします。

第3 改革の内容

簡素で効率的な県民視点の体制づくり

県を取り巻く環境の変化に的確に対応し、県民が幸福を実感できる元気な福岡県を目指して、重点的に取り組む分野にはしっかりとした体制で戦略的に臨み、必要な行政サービスを提供していきます。

一方、県の組織や人員体制については、県民の目から見て、常に効果的・効率的であることが求められていることから、効率化の余地がないか十分に検証しながら見直しを行います。

また、県行政と密接に関わる公社等外郭団体についても、その在り方を点検し、必要な見直しに取り組みます。

基本的な考え方

1 職員数の適正化

不断に事務事業の見直しや事務の効率化に取り組む一方、今後の行政需要を見据えて、県の新規・重点施策等に職員を集中的に配置するなど、メリハリのある職員の再配置を行います。

また、本県と人口規模が似通った類似府県と比べて職員数が多い状況にある一般行政部門については、本県特有の事情等を十分検証した上で、全体として職員数の削減に取り組みます。

2 組織の見直し

行政組織については、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、設置目的を達成した組織や必要性の低下した組織について統廃合等の見直しを行う一方、社会経済情勢の変化や制度の変更、新たに生じた行政課題などを踏まえた組織の新設など、随時必要な見直しを行い、効果的・効率的な組織体制の整備に努めます。

また、部局間を跨ぐ政策的課題に対しては、今後ともしっかりと部局間で連携し、効果的な対応を行っていきます。

3 公社等外郭団体の見直し

社会経済情勢の変化を踏まえ、各団体の事業が本来の役割を十分果たすものとなっているか、県と重複している事業はないかなど、常に点検し、統廃合も含めて見直しを行います。具体的には、団体の基本財産の見直し、団体の在り方の見直し、団体の事業の見直しなどに取り組みます。

また、団体ごとの中期経営目標の設定や経営の透明性の確保など、各団体の経営改善に取り組みます。

4 公の施設の見直し

公の施設の中には老朽化しているものもあり、大規模な修繕や建替を行う前に、今後も県が保有する必要があるのか否か、検証します。

また、指定管理者導入済み施設における更なるサービス向上に努めます。

5 アウトソーシングの推進

民間が持つノウハウや専門技術を活用することにより、県が実施するよりも費用や県民サービスの面で効果が期待されるものについては、今後も民間事業者の行政分野への参入状況を的確に把握しながら、取組を推進します。

6 ガバナンスの徹底

県の内部統制（ガバナンス）の徹底を図るため、職員の倫理保持、文書管理、個人情報の管理、情報セキュリティ対策及び適正な財務処理について、これまで行ってきた研修、自己点検、実地調査や指導などの取組を形骸化させることなく、今後も反復・継続し、その徹底を図ります。

具体的な改革事項

1 職員数の適正化

(知事部局)

改革事項	職員の再配置による新規・重点施策等の推進
内容	・今後も厳しい財政状況が見込まれる中、県を取り巻く環境の変化に的確に対応し、県民福祉の一層の向上を図っていくためには、不断に事務事業の見直しや事務の効率化に取り組む一方、新規・重点施策等については職員を集中的に配置するなど、スクラップ・アンド・ビルドを基本として職員の再配置を進める。
実施時期	平成24年度から28年度まで継続して実施

改革事項	職員数の削減
内容	・今後の職員数については、より簡素で効率的な行政運営を行うため、平成28年度までに約300人削減する。
実施時期	平成24年度から28年度まで継続して実施

(教育委員会)



改革事項	職員数の削減
内容	・今後の事務部門の職員数については、知事部局と同様に平成28年度までに約60人削減する。
実施時期	平成24年度から28年度まで継続して実施

(警察)

改革事項	限られた人的資源の有効活用
内容	・国の動向や地域の治安情勢を踏まえながら、限られた人的資源の有効活用を図る。
実施時期	平成24年度から28年度まで継続して実施

2 組織の見直し

(知事部局)

改革事項	本庁組織の見直し				
内容	<p>・再編後に生じた社会情勢の変化に伴う新たな行政課題等を踏まえ、随時必要な見直しを行う。</p> <p>(具体的見直し事項)</p> <p>防災危機管理体制の強化 東日本大震災の発生を受け、今後、地震・津波災害や原子力災害への対応を強化する必要があるため、地域防災計画の見直しと併せて防災危機管理体制の強化を行う。</p> <p>健康づくり推進体制の強化 生活習慣病やがん対策の推進のほか、地域医療計画に盛り込むべき疾病として新たに精神疾患が加えられ、精神保健対策の重要性が高まっていることから、健康づくりを推進する体制の強化を行う。</p> <p>国際戦略推進体制の強化 アジアの活力を取り込み、成長力に富んだ経済と雇用の創出を図るため、昨年12月に国から指定された「グリーンアジア国際戦略総合特区」を推進する体制の強化を行う。</p> <p>農林水産部門の体制見直し 国におけるTPPへの交渉参加の動きを踏まえ、水田農業の振興や地産地消の取組を強化するとともに、公共事業費の減少に加え、交付金化が進んでいる公共部門については、より効率的な事業執行に向けた組織の見直しを行う。</p>				
実施計画	H24	H25	H26	H27	H28
検討					
実施					

改革事項	出先機関の見直し				
内 容	<p>以下のような視点で、事務所設置の今日的意義などについて検証し、必要な見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の縮小等に伴い、今後も事務所として設置する必要性が薄れていないか。 ・今後も県が直接管理・運営する必要があるか。 ・他の機関との連携や統合による事務の効率化や機能強化ができないか。 <p>(具体的見直し事項)</p> <p>高等技術専門校の運営の在り方の検討</p> <p>厳しい雇用情勢が続く中、求職者の就職を支援するため、産業構造の変化や技術革新に対応した質の高い職業訓練が実施できるよう、訓練科目の見直しなど運営の在り方について検討する。</p> <p>筑後川水系農地開発事務所の見直し</p> <p>今後の事業費の推移等を踏まえ、効率的な体制を確保するため、近隣の農林事務所との再編について検討する。</p> <p>試験研究機関の連携や統合について検討</p> <p>管理部門の効率化や、研究機関相互で共通する研究課題に効果的に対応できる連携方策・体制について検討する。</p>				
実施計画	H24	H25	H26	H27	H28
検討→				
実施	————→				

(教育委員会)

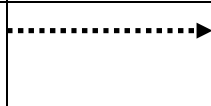
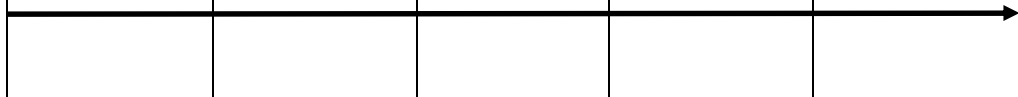
改革事項	教育事務所の再編
内 容	・政令市及び中核市への県費負担教職員関連事務の権限移譲に合わせて、教育事務所を再編する。
実施時期	権限移譲と同時に実施

3 公社等外郭団体の見直し

改革事項	基本財産の見直し
内 容	<p>公社等外郭団体は、基本財産の運用益や補助金によって県行政を補完する事業を実施してきたところであるが、近年の低金利の影響により当初予定していた基本財産の運用益が得られず、基本財産の本来の目的が達成されていない状況がある。</p> <p>また、公益法人改革に伴い、財団法人の人格の基礎とされていた基本財産は、その設置及び管理について、法人が定款で任意に定めるべきものとされた。</p> <p>このような状況を踏まえ、以下の団体の運営状況を勘案し、県出資相当額について返戻を求めるとともに、団体運営の透明性を高める観点から、当該返戻額の運用益相当額も含め、団体の事業実施に必要な経費を予算計上することにより、事業の進捗状況を確認し、毎年度団体の事業の見直しを図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(財)アクロス福岡 ・(財)福岡県女性財団 ・(財)福岡県国際交流センター ・(財)福岡県動物愛護センター ・(公財)福岡県地域福祉財団 ・(公財)福岡県人権啓発情報センター ・(財)福岡県環境保全公社 ・(財)福岡県中小企業振興センター ・(財)福岡県産業・科学技術振興財団 ・(財)飯塚研究開発機構 ・(公財)水素エネルギー製品研究試験センター ・(公財)福岡県水源の森基金 ・(財)福岡県栽培漁業公社 ・(財)福岡県建設技術情報センター ・(公財)福岡県暴力追放運動推進センター ・(財)福岡県教育文化奨学財団 ・(財)福岡県スポーツ振興公社
実施時期	平成24年度から順次実施

改革事項	団体の在り方の見直し
内 容	<p>廃止する団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (財)福岡県産炭地域振興センター 主要事業の終了に伴い廃止 ・ 福岡県土地開発公社 本来の役割が低下しており、主要事業の進捗等を踏まえ廃止 <p>廃止を含めて抜本的に在り方を見直す団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (公財)福岡県地域福祉財団 事業の類似団体への移管や民間委託の可能性を検討する中で 廃止を含め団体の在り方を見直し
実施時期	平成 2 4 年度から順次実施

改革事項	事業の見直し
内 容	<p>団体の事業については、県事業との統合による効率化や民間委託ができないかなどの観点で見直しを行うが、特に以下の団体の事業については、記載のような具体的な見直しの取組を行う。</p> <p>事業を見直す団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (財)福岡県国際交流センター 公益法人移行に向けた収益事業の見直し ・ (財)福岡県環境保全公社 県委託の研修事業の直接執行化 ・ (財)福岡県産業・科学技術振興財団 事業全般にわたる再編・整理 ・ (財)飯塚研究開発機構 設置当時の役割を終えた宿泊事業の廃止 ・ (公財)福岡県水源の森基金 森林造成に対する助成事業を関連する県事業と一体的に実施 ・ (財)福岡県建設技術情報センター 公益法人化に向けた事業の縮小、事業内容の見直し ・ (財)福岡県下水道公社 県委託事業の一部について民間委託の拡大 <p>事業の見直しに伴い、事業に従事する県派遣職員の削減を行う。</p>
実施時期	平成 2 4 年度から順次実施



改革事項	各団体の経営改善				
内 容	<p>自主財源の確保 以下の団体をはじめ、利用料収入等の自主財源の拡充により、団体の経営安定化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)水素エネルギー製品研究試験センター 事業継続に必要な財源確保を図る。 <p>効率的経営に向けた取組 団体の経営改善のために、今後も団体ごとに中期経営目標を設定し、その達成状況を評価、検証することを通じて、効果的・効率的な運営を促進する。</p> <p>経営の透明性の確保 新たな公益法人制度への移行に向けて、会計基準の厳格な適用や外部専門家の監事への登用等により、団体の経営状況の一層の明確化、透明性の確保を図る。</p>				
実施計画	H24	H25	H26	H27	H28
検討					
実施					

4 公の施設の見直し

改革事項	公の施設の廃止、移譲等の検討				
内 容	・近隣の代替施設の有無、施設の利用状況などを検証し、県の施設として今後も存続する必要性が乏しいと考えられるものについては、廃止や他団体への移譲などを検討する。				
実施計画	H24	H25	H26	H27	H28
検討・協議→				
結果の反映	————→				

改革事項	指定管理者制度導入施設における更なるサービスの向上				
内 容	・指定管理者に対して、利用者アンケートの結果を適切に施設運営に反映させるなどにより、更にサービスを向上させるよう指導する。				
実施計画	H24	H25	H26	H27	H28
検討→				
実施	————→				

5 アウトソーシングの推進

改革事項	アウトソーシングの一層の推進				
内 容	<p>・ 現業業務や定型的・標準的な業務、民間の専門技術の活用により効果が期待できる業務等について、費用対効果等を検証し、積極的にアウトソーシングを実施する。また、既にアウトソーシングを実施している業務等については、委託範囲の拡大を図る。</p>				
実施計画	H24	H25	H26	H27	H28
検討					
実施					

6 ガバナンスの徹底

改革事項	職員の倫理保持の徹底
内 容	<p>職員の倫理保持を徹底するため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務改善調査の継続実施 ・外部有識者からなる職員倫理審査会の活用 ・研修（幹部研修、所属研修等）の継続実施 ・公益通報制度の適切な運用
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	文書管理の徹底
内 容	<p>適正な文書管理を徹底するため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務改善調査の継続実施 ・文書管理研修等の充実（担当者研修、所属研修） ・文書事務の自己点検の継続実施
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	個人情報の管理の徹底
内 容	<p>個人情報の適正な管理を徹底するため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全所属を対象とした個人情報の管理状況に関する監査の継続実施 ・保護管理者（所属長）による職場の自己点検の徹底や所属研修の継続実施
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	情報セキュリティ対策の徹底
内 容	<p>情報セキュリティ対策を徹底するため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策、不正アクセス対策、記憶媒体への書き込み制御など、技術的対策の徹底 ・情報セキュリティ研修、庁内の全情報システムの点検、パソコン等の管理に関する全所属の監査の継続実施
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	適正な財務処理の徹底
内 容	<p>適正な財務処理を徹底するため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務関係研修の拡充（新規採用者及び管理監督者に対する研修新設） ・会計事務指導の強化（本庁審査及び本庁出納員の機能の強化、地域点検会議の活用、特定の所属に対する重点指導等）
実施時期	平成24年度から実施

自ら考え行動する意欲あふれる人づくり

新たな地方分権改革が進展する中、県はこれまで以上に自主的・自立的な行政運営を行うことが求められており、「人づくり」は行政改革全体の基盤となる重要な取組となります。県行政を担う職員が、その能力を十分に発揮し、公務員としての責任を果たしていけるよう取り組んでいきます。

基本的な考え方

1 人材の育成

近年の特徴である民間経験者採用の増加、女性職員割合の増加、60歳を超える職員の増加という職員構成の多様化を踏まえながら、県の重要な役割である企画調整の能力や、コミュニケーション、組織・業務マネジメントの能力に優れ、様々な課題に柔軟に対応できる人材の育成に取り組みます。

2 職員の士気の維持・向上

「福岡県職員に求められる姿勢」を明らかにし、職員の意欲や能力の向上、効果的かつ効率的な行政運営の実現などを目的に導入した人事評価制度について、評価結果を給与に反映するなど更に活用していきます。

また、定年延長・再任用義務化の検討に当たっては、士気向上と組織活力の維持を図るため、60歳を超える職員の雇用環境の整備についても検討します。

3 職場の活性化

適切なメンタルヘルス対策を講じ、職員が公務の責任を果たし、持てる力を十分に発揮できる環境づくりを進めます。

また、職場改善運動や職員提案などの職員・職場の活性化策を継続し、県民の視点で、各職員・各職場レベルからのサービス向上や事務効率化を進めます。

具体的な改革事項

1 人材の育成

改革事項	職員研修の充実
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する行政課題に柔軟に対応し、また、管理職を中心に職場機能を高めるため、一般職員向けには「政策形成力の強化」を、管理監督職員向けには「組織マネジメント力の強化」をそれぞれ柱とする研修を継続して実施する。 ・OJTを含む職場研修の手法も活用しながら、行政運営の基本となる法務、財務、文書管理等の分野の充実を図る。
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	効果的な長期派遣研修の実施				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い視野や高い政策立案能力の修得、意識改革に資する新たな派遣分野や派遣先を検討する。 ・研修成果を活かせる所属への配置に努める。 				
実施計画	H24	H25	H26	H27	H28
検討→				
実施	————→				

改革事項	若手職員の育成
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁と出先機関の人事交流の一層の推進に努める。 ・ 効果的なジョブローテーションの実施や長期派遣研修の活用による育成を行う。
実施時期	平成 2 4 年度から実施

改革事項	女性職員の登用推進
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の課長相当職以上に占める女性の割合（平成 22 年、3.5%）について、平成 2 8 年度までに 6.0%（平成 22 年の全国平均）を上回ることを目指す。 ・ 将来の管理職登用を見据え、係長等へ積極的に登用する。 ・ 女性比率が少ない所属へも女性職員を計画的に配置し、多様な業務経験を通じた育成を行う。 ・ 研修等を通じて女性の登用に関する管理職員の意識改革を促す。 ・ 一層の時間外勤務縮減や育児休業者へのサポートなど仕事と家庭生活を両立しやすい就業環境づくりを推進する。
実施時期	平成 2 4 年度から実施

改革事項	民間経験者の計画的な採用と知識・経験の活用
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間経験者の計画的な採用を行い、多様な人材を確保する。 ・ 民間経験者の知識・経験の積極的活用を行う。
実施時期	平成 2 4 年度から実施

2 職員の士気の維持・向上

改革事項	士気を高めるための人事評価結果の活用				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度の定着状況を踏まえ、評価結果を給与に適切に反映する。 ・評価結果を適材適所の人事配置や人材育成などの人事管理に引き続き活用する。 				
実施計画	H24	H25	H26	H27	H28
検討→				
実施		————→			

改革事項	士気向上と組織活力の維持を図る再任用制度の整備				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・再任用職員のグループ配置や配置先の拡大など、多様な配置方法の検討を行う。 				
実施計画	H24	H25	H26	H27	H28
検討→				
実施			————→		

改革事項	60歳を超える職員の雇用環境の整備				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人事院の意見の申出において示された「定年延長」や「再任用義務化」の検討に当たっては、国の検討状況を踏まえ、60歳を超える職員の更なる士気向上と組織活力の維持が図られるよう、人事給与制度や人材活用方策などについても検討を行う。 				
実施計画	H24	H25	H26	H27	H28
検討	-----▶				
実施			————▶		

3 職場の活性化

改革事項	メンタルヘルス不調への早期対応
内 容	<p>ストレスチェック利用の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の7月に加え、1月をストレスチェック強化月間とする。強化月間については総括安全衛生委員会、安全衛生管理事業説明会、行政コミュニケーションシステム連絡掲示板、広報誌(わたしの健康)により周知する。 <p>メンタルヘルス不調者発生時の早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック」を見直し、メンタルヘルス不調者発生時の具体的な対応方法や健康推進員と産業保健スタッフ等との連携方法について周知する。
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	職場復帰支援強化によるメンタルヘルス不調の再発防止
内 容	<p>病気休暇者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック」を見直し、職場の管理監督者が病気休暇の職員と面談する際のチェックリスト等を作成し、職場と産業保健スタッフの情報共有に活用することで、円滑な職場復帰を支援する。 <p>病気休職者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気休職から復職した職員について、産業保健スタッフ等が定期的な面接やメールにより支援する。
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	職員・職場活性化施策の継続実施
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場改善運動、職員提案等を引き続き推進する。 ・ 職場改善運動の優良事例を他の職場にも広げていくなど、水平展開の意識付けを進め、取組の実施効果を更に高めていく。
実施時期	平成24年度から実施

時代と県民ニーズに即応した施策の推進

時代の潮流を捉え、県民ニーズに的確に応えた行政サービスを継続的に提供するため、地域の実情やニーズを丁寧に汲み上げて施策を企画立案・実行し、県民にわかりやすく情報を提供する、そして、そのフィードバックを得て次の改善へと繋げていくという施策の好循環を、県民の理解と協力を得ながら構築していきます。

また、NPO等新たな共助社会の担い手との協働や他の地方公共団体との連携・協力を更に推進し、施策の効果を高めていきます。

基本的な考え方

1 県政情報の積極的発信と県民ニーズの把握

県政情報の発信に当たっては、多様な媒体を活用し、情報を受け取る立場に立って、できるだけ分かりやすく、かつスピーディに伝えていきます。

また、県政モニター制度を始めとした広聴手段の活用により県民ニーズを把握し、職員間で情報共有するなど、行政課題を先取りすることで、今後の施策の展開に反映していきます。

2 政策過程の可視化

新たな総合計画について、数値目標の設定とその達成状況の把握・公表を行います。

また、個々の事務事業の外部評価、事業点検結果のよりわかりやすい公表を行います。

外部の意見を聴く貴重な機会である審議会等についても、客観性の確保という観点から適切な運営に留意します。

3 拡大された条例制定権の積極的活用

施設基準に係る義務付け・枠付けの見直しを含む分権一括法が成立するなど、地方分権改革の動きが進む中、地方の裁量を活用し、地域の実情を踏まえた条例等を制定します。

4 ICT（情報通信技術）の活用

今後の国における社会保障と税に関わる番号制度の導入の動きなど、社会環境の変化を踏まえ、県民サービス向上の視点で現行システムを検証した上で、更に電子県庁の取組を進めます。

5 市町村との連携・役割分担

県は市町村を包括する広域的自治体として、個人住民税徴収対策の継続や災害等の非常時における連携など、パートナーである市町村と連携・協力し、適切な役割分担のもと、効果的かつ効率的な行政運営と県民サービスの向上に努めます。

また、政令市との連携・協力を的確に進めます。

6 NPO等との協働

「新しい共助社会」づくりは、地域社会の活力を維持し、広く県民が生き生きと暮らせる環境をつくるものであり、更なる充実が必要です。このため、協働に対する企業や行政の意識を一層高め、協働の具体的な事業の促進を図るとともにNPO等の活動基盤強化に取り組みます。

7 県間協力

九州地方知事会での政策連合の取組や国の出先機関の地方移譲の受皿づくりなど、九州各県との連携・協力を的確に進めます。

具体的な改革事項

1 県政情報の積極的発信と県民ニーズの把握

改革事項	媒体特性を的確に捉えた情報発信力の強化
内 容	・ホームページの情報掲載・更新ルールの設定と的確な運用を行う。 ・テレビ、ラジオ、新聞雑誌、情報端末等、各種媒体の特性に合わせた効果的な情報の発信を行う。
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	県政モニター制度を活用した県民の意見・要望等の把握
内 容	・県政モニター制度を活用し、県民の意見・要望等をよりの確に把握する。
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	幸福実感や県の施策に関する県民意識やニーズの把握
内 容	・県内に居住する男女3,000人を対象に、幸福実感や県の施策に関する意識調査を毎年度実施し、県民意識やニーズを把握する。
実施時期	平成24年度から実施

2 政策過程の可視化

改革事項	県の総合計画における目標設定とその達成状況の把握・公表
内 容	・新たな県の総合計画の施策ごとに、必要に応じ目標を設定するとともに、毎年、その達成状況を把握し、公表する。
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	事務事業の評価結果に対する外部評価の本格実施
内 容	・評価過程における一層の透明性や客観性を確保し、併せて各事業の改善を図るため、事務事業の評価結果に対する外部評価を本格的に実施する。
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	事業点検結果の公表
内 容	・事業点検の結果について、事業内容や成果、見直し理由などをよりわかりやすく公表する。
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	公文書館における歴史公文書の適切な保存と利用の促進				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史公文書の的確な選別と適切な保存を行う。 ・所蔵文書検索システム及びデジタルアーカイブをホームページ上で公開する。 				
実施計画	H24	H25	H26	H27	H28
準備					
実施					

3 拡大された条例制定権の積極的活用

改革事項	「参酌すべき基準」等に関する福岡県独自の規定の盛り込み
内 容	・ 地域の実情に応じた施設の設置・運営等が行えるよう、県民ニーズや地域の実情の把握に努め、必要に応じて福岡県独自の規定を条例に盛り込む。
実施時期	平成24年度から順次実施

4 ICT（情報通信技術）の活用

改革事項	次期電子県庁の整備				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障と税に関わる番号制度の導入に向けた動きやクラウド技術の進展など大きな変革の動きを踏まえながら、次期電子県庁の整備を進め、県民サービスの向上と行政事務の効率化を図る。 ・ 次期電子県庁の整備に際しては、手続きの簡素化と行政運営のスリム化を徹底するため、行政視点から県民視点への転換を図り、現行システムの点検や実施要領を策定した上で、統一的な業務プロセス改革を実施する。また、情報提供や県民ニーズの把握についてもより効果的・効率的に行えるよう留意する。 				
実施計画	H24	H25	H26	H27	H28
検討→				
実施					————→

5 市町村との連携・役割分担

改革事項	住民の生活圏域を踏まえた地方分権改革への対応
内 容	・地方分権改革への対応について、住民の生活圏域に合わせて、広域連携処理も視野に入れて圏域市町村と意見・情報交換を行うとともに、圏域の実情に応じた取組を支援する。
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	法令移譲に併せた付随事務や関連事務の市町村への移譲
内 容	・法令により市町村に移譲される事務に併せて、付随事務や関連事務について「福岡県事務処理の特例に関する条例」により移譲する。
実施時期	平成24年度から順次実施

改革事項	政令市との連携・協力
内 容	・個人住民税の徴収対策、防災対策、暴力団排除等の取組や行政連絡会議の活用など、政令市との間で、的確に連携・協力をしていく。
実施時期	平成24年度から実施

6 NPO等との協働

改革事項	協働意識の醸成
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や行政のトップ・職員等に対する啓発、先進的協働事例の表彰や情報発信などに取り組む。 ・社会貢献活動に関する啓発や、NPO等の活動情報の積極的な発信など、県民の活動参加のきっかけづくりを推進する。
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	NPO等、企業、行政による協働の促進
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・県政情報の一層の提供や協働面談会の開催など、協働に向けた環境づくりを進める。 ・政令市をはじめ市町村との連携を強化するとともに、市町村とNPO等との協働事業への支援などを行う。 ・NPO等と企業との協働について、大企業のみならず県内中小企業への働きかけにも一層取り組むとともに、経済団体の参画による協働事業の推進を図るほか、協働事例等の積極的な情報提供を行う。
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	NPO等の活動基盤の強化
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識や技術を持つ人材がボランティアによりNPO等を支援する仕組みを構築する。 ・県民から寄附や支援を受けやすいよう、認定NPO法人制度等の周知を図るとともに、認定取得に向けた支援を行う。 ・ビジネスの手法を用いて自立的・継続的に社会的課題の解決に取り組む事業型NPOを育成・支援する。
実施時期	平成24年度から実施

7 県間協力

改革事項	政策連合による共通の政策課題への取組の継続
内 容	・将来の道州制等の議論へつながるステップになるものとして、「九州はひとつ」の実績を積み上げるとともに、住民サービスの向上に努める。
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	国の出先機関の地方移譲に向けた受皿の整備
内 容	・国に対し、国の出先機関の事務・権限・人員・財源等の「丸ごと」移譲を求めるとともに、受皿となる九州広域行政機構（仮称）の設立を目指す。
実施時期	平成24年度から実施

歳入・歳出の改革

本県の財政は引き続き厳しい状況にあり、経済を活性化し、税源の涵養を図るとともに、なお一層の収入の確保と歳出の見直しに取り組み、財政の健全化に努めます。

歳入・歳出の改革を進めるに当たっては、客観的な経済見通しや財政の展望を踏まえつつ、財政健全化の目標を定め、計画的に実施していく必要があります。

しかしながら、地方財政の枠組みに大きな影響を与える社会保障と税の一体改革や地方交付税・臨時財政対策債に関する国の政策の動向は、いまだ不明確です。また、円高の長期化や景気低迷による地域の厳しい経済・雇用情勢に配慮した施策の展開が求められるなど、地方財政を取り巻く環境も、引き続き不透明な状況にあります。

こうしたことから、現時点では、確たる目標を持った財政改革プランを策定することは困難な状況にありますが、これらの地方財政に係る内容等が明確になった段階で、新たなプランを策定します。

それまでの間は、経済・雇用情勢や国の政策動向等の把握に努めながら、機動性・柔軟性をもって、毎年の予算の中で、限られた財源を有効に活用した施策を展開できるよう、適切な財政運営を行います。

併せて、抜本的な税制改革など安定的な財政運営に必要な地方税財源の確保・充実を引き続き国に働きかけます。

基本的な考え方

1 収入の確保

税の収入未済対策や県有財産の有効活用など、なお一層の収入の確保に取り組みます。

2 歳出の見直し

事務事業の効率化や職員数の適正化だけでなく、予算や人をどこに重点的に投入するかというメリハリのある行財政の運営に努めます。

具体的な改革事項

1 収入の確保

改革事項	税収の確保
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税高額滞納者については、県内外を問わず徹底的な徴収対策を講じる。 ・ 政令市における個人県民税の県による直接徴収を強化する。
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	公社等外郭団体の基本財産の返戻
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 17団体の基本財産について、団体の運営状況を勘案し、県出資相当額の返戻を求める。(再掲)
実施時期	平成24年度から順次実施

改革事項	行政財産の貸付				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機設置場所や広告枠の貸付により、賃料収入を確保していく。 ・ 庁舎の空きスペースの活用を含め、新たな収入の確保策を検討する。 				
実施計画	H24	H25	H26	H27	H28
検討▶				
実施・結果の反映	————▶				

改革事項	未利用地の処分・活用等の促進				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・市場価格やニーズを的確に把握し、不落物件の早期売却を目指す。 ・売却に至らない物件の短期貸付期間の延長を検討する。 				
実施計画	H24	H25	H26	H27	H28
検討→				
結果の 反映	————→				

改革事項	定期借地による貸付の導入				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的に安定した収入を確保する観点から、物件によっては定期借地による貸付を検討する。 				
実施計画	H24	H25	H26	H27	H28
検討→				
結果の 反映	————→				

2 歳出の見直し

改革事項	事務事業の見直しの継続
内 容	・新たな施策推進の財源を確保するため、事業点検を継続し、事業の効率化と重点化を図っていく。
実施時期	平成24年度から実施

改革事項	職員数の適正化による人件費削減
内 容	・今後の行政需要も見据えた職員の再配置や削減を行い、人件費の削減を図っていく。
実施時期	平成24年度から実施